



森林環境保全のための 「秋田県水と緑の森づくり税」 の創設について

平成19年6月
秋 田 県



目 次

はじめに	1
1 森林・林業の現状と課題	2
(1) 森林・林業の現状	
(2) 森林の持つ様々な機能	
(3) 森林・林業の課題	
(4) 森林・林業に対する県民の期待	
2 秋田の森づくりの方向性	6
(1) 目指すべき秋田の森林の姿	
(2) 今後の秋田の森づくりの考え方	
(3) 新たな視点に立った森づくりの進め方	
3 新たな税の必要性	10
4 秋田県水と緑の森づくり税の概要	12
(1) 税による施策の基本的な考え方	
(2) 施策の体系	
(3) 税収の使途	
(4) 税の仕組み	
(5) 税収規模	
(6) 税収の管理	
(7) 施行期日	
(8) 制度の見直し	
(9) 制度の透明性の確保	
【参考】「秋田県水と緑の森づくり税」の対象となる主な森林と事業	16

はじめに

森林は、きれいな水や空気を育み、県土を土砂災害等から守るほか、彩りのある美しい景観を創り出すなど重要な役割を果たしており、県民が豊かで潤いのある生活を送るうえで、多くの恵みを与えてくれる県民共有の財産です。

このような豊かな森林環境を保全し、森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、平成18年5月、学識経験者や公募委員等で構成する「秋田の森林づくり検討委員会」を設置し、森林整備の方策、県民理解の促進方策及び費用負担のあり方等について、約1年間にわたり検討を重ね、平成19年2月に報告書を取りまとめていただきました。

検討委員会からの報告を踏まえ、県民が身近に親しみ恩恵を受けている「ふるさと秋田」の森林を健全に維持し、次の世代に引き継ぐことが重要であることから、県は、県民全体で支える新たな森づくりの仕組みとして、森林環境保全のための税を創設することとし、その基本的な考え方を取りまとめました。



1 森林・林業の現状と課題

(1) 森林・林業の現状

本県の民有林のスギ人工林は約23万6千haで全国一の面積を有しておりますが、このうち、間伐が必要な4～9歳級(16年生～45年生)の面積は約16万8千haで、全体の71%を占めています(図1参照)。しかしながら、林業の採算性の悪化などにより、手入れの行き届かない森林が増えてきています(写真1・2参照)。

また、森林所有者による生産意欲の減退から、伐採された後植林されずに放置されている森林も増えてきています。

里山林は、かつて薪炭や落ち葉を燃料や肥料として利用されてきましたが、生活様式等の変化により、現在はほとんど利用されずに放置されています。さらに、ツキノワグマやカモシカなどの野生動物が人里近くに多く出没し、人や農作物への被害も見受けられます。

海岸マツ林は、先人の努力により守り育てられてきましたが、松くい虫の被害により、その多くが失われてきています(図2・写真3参照)。また、カシノナガキクイムシによるナラ類の集団枯損が新たに確認されるなど、病害虫による被害の拡大も心配されています。

一方、安価な輸入材の増加による国産材価格の低迷や生産費の高騰等により、本県の木材の生産活動は依然として停滞しており、木材を利用することによって資源が循環し、森林の手入れが行われるという林業本来の姿がうまく機能していない状況にあります(図3・4参照)。

図1 民有スギ人工林の年齢別面積

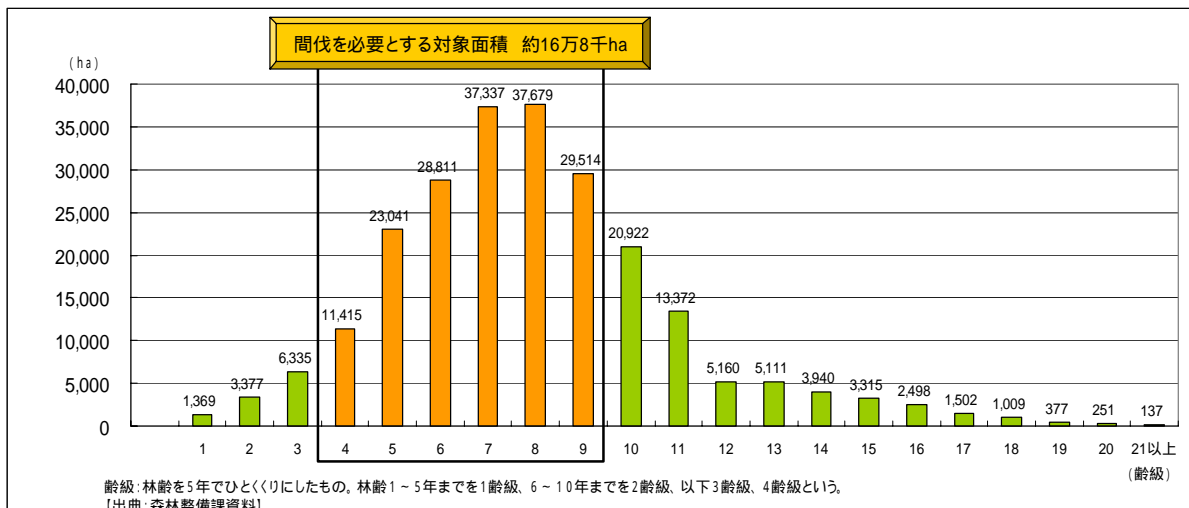


写真1 手入れ不足のため表土が露出しているスギ林



写真2 手入れ不足のためやせ細り、雪により折れたスギ林



図2 松くい虫による被害量の推移

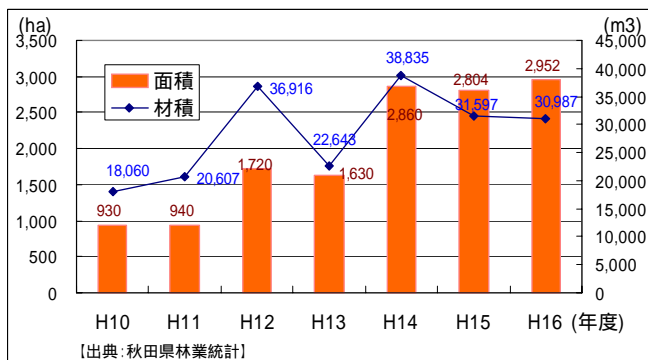


写真3 松くい虫による被害跡地



図3 木材価格と賃金の推移

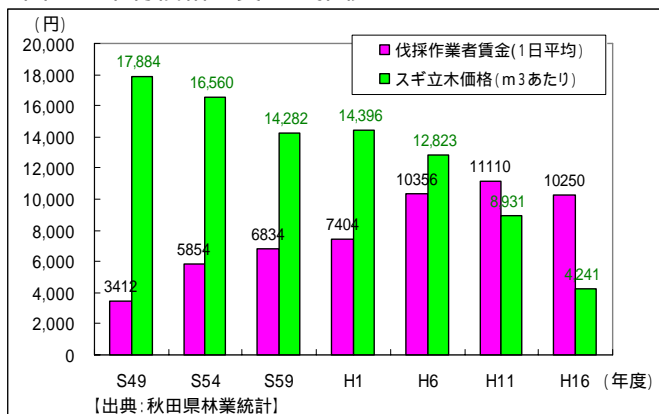
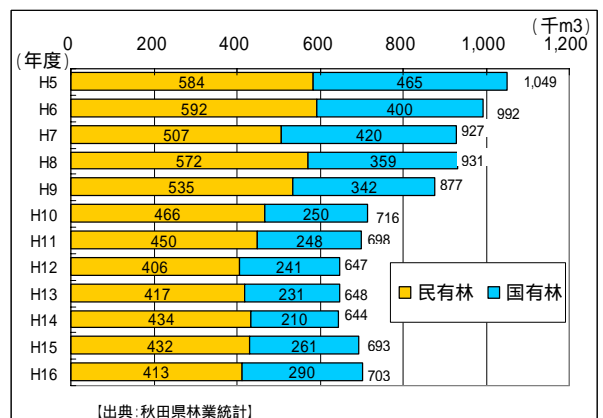


図4 素材(丸太)生産量の推移

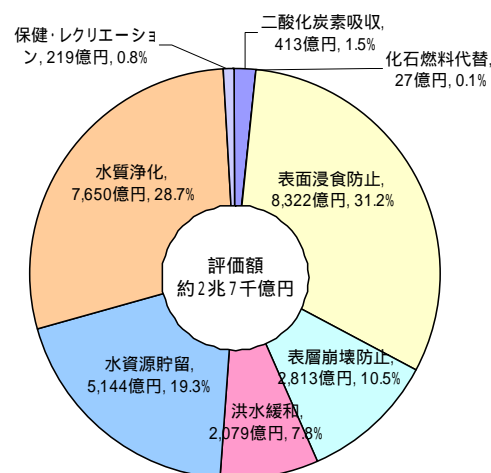


(2) 森林の持つ様々な機能

森林は、水源のかん養や山地災害の防止、地球温暖化防止など、県民が安全・安心に暮らすうえで欠くことのできない様々な機能を有しており、これらの公益的機能は、県民に多大な恩恵を与えています。

全国の森林を対象として日本学術会議が行った公益的機能の評価額の試算に準じ、本県の森林を試算すると、年間約2兆7千億円の評価額となり、県民一人当たり毎年233万円の恩恵を受けていることとなります(図5参照)。

図5 森林の持つ様々な機能の評価額



(3) 森林・林業の課題

前述したように、本県の森林・林業を取り巻く環境は大きく変化してきており、このままでは森林が荒廃し、土砂災害や野生動植物の生態系の破壊など、県民生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。

森づくりは、50年、100年と長期にわたることから、今こそ、森林の価値を再認識し、公益的機能が高度に発揮できる健全な森づくりを推進する必要があります。

(4) 森林・林業に対する県民の期待

県では、秋田の森林に関する県民意識を把握するため、県民アンケートや県民との意見交換会などを実施しました。

その結果、県民は森林に対して高い関心や親しみを持っていることや、「水源かん養機能」や「山地災害防止機能」、「地球温暖化防止機能」など、森林の有する公益的機能の発揮を強く求めていることが分かりました。

また、森林を守るため、「伐採跡地への植林」や「松くい虫被害地への植林」、「スギ人工林の混交林への誘導」など、森林環境の整備に取り組むべきとの意見が多く寄せられました。

ボランティア活動への参加の意向については、県民アンケート回答者の約7割が「積極的に参加したい」、「できる範囲で参加したい」と回答しており、森づくりを県民全体で支えようとする気運の高まりがうかがえます。

県民アンケート調査結果

重要と思う森林の働き

第1回県民アンケート

森林の機能	指数
豊かでおいしい水を供給したり、川や海の生き物を育む働き	1,010
二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き	741
洪水や土砂崩れなどの災害を防止する働き	702
心身の癒しや安らぎ、レクリエーションの場を提供する働き	199
自然に親しみ、森林と人との関わりを学ぶなど教育の場としての働き	126
木材を生産する働き	95
大気を浄化したり、騒音をやわらげる働き	89
きのこや山菜などの林産物を生産する働き	77
その他	2
無回答	139
計	3,180

第2回県民アンケート

森林の機能	指数
豊かでおいしい水を供給したり、川や海の生き物を育む働き	846
洪水や土砂崩れなどの災害を防止する働き	777
二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き	733
野生生物に生息・生育の場を提供し、生物の多様性を守る働き	269
大気を浄化したり、騒音をやわらげる働き	88
木材を生産する働き	73
レクリエーション活動や環境教育、保健休養の場を提供する働き	43
きのこや山菜などの林産物を生産する働き	40
その他	3
無回答	2
計	2,874

秋田県の森林を守り育てるために、必要だと思う取組

第1回県民アンケート

取り組み	指数
放置されている伐採跡地への植林	669
松くい虫被害を受けたマツ林への植林	470
スギなどの針葉樹と広葉樹が入り交じった森林の育成	457
森林について理解を深める環境教育やPRの実施	331
スギ人工林の間伐等の手入れ	311
森林整備の担い手やボランティアの育成	293
多くの動植物が生活できる広葉樹林への誘導	292
森林の公有林化(買取り)による管理	131
わからない	41
その他	11
無回答	174
計	3,180

指数の計算方法

順位付けするため、次の計算式により指数化している。

$$\text{指数} = (1 \text{ 番の回答者数} \times 3) + (2 \text{ 番の回答者数} \times 2) + (3 \text{ 番の回答者数} \times 1)$$

秋田の森林を守り育てるためのボランティア活動への参加意識

第1回県民アンケート

	回答数	割合
積極的に参加したい	17	3.2%
できる範囲で参加したい	357	67.4%
すでに参加している	13	2.5%
参加したくない	53	10.0%
わからない	86	16.2%
無回答	4	0.8%
計	530	100.0%

2 秋田の森づくりの方向性

(1) 目指すべき秋田の森林の姿

県では、豊かな水と緑を県民との協働で保全・創造し、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、平成15年4月に「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（愛称：水と緑の条例）」を施行しました。

この条例に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定し、先人が守り育て伝えてきてくれた貴重な財産である森林を次世代に引き継いでいくための「目指すべき秋田の森林の姿」を次のとおり定めています。

目指すべき秋田の森林の姿（秋田県「水と緑」の基本計画から）

健全な生態系が維持されている森林

- ・ブナやミズナラなど在来の樹種からなる森林
- ・動植物の生息・生育が確保されている森林

適切に管理された森林

- ・間伐などの手入れや伐採後の更新が適切になされているスギ人工林
- ふれあいの場として活用されている森林

- ・森林浴などのレクリエーションや森林学習の場として活用できる森林

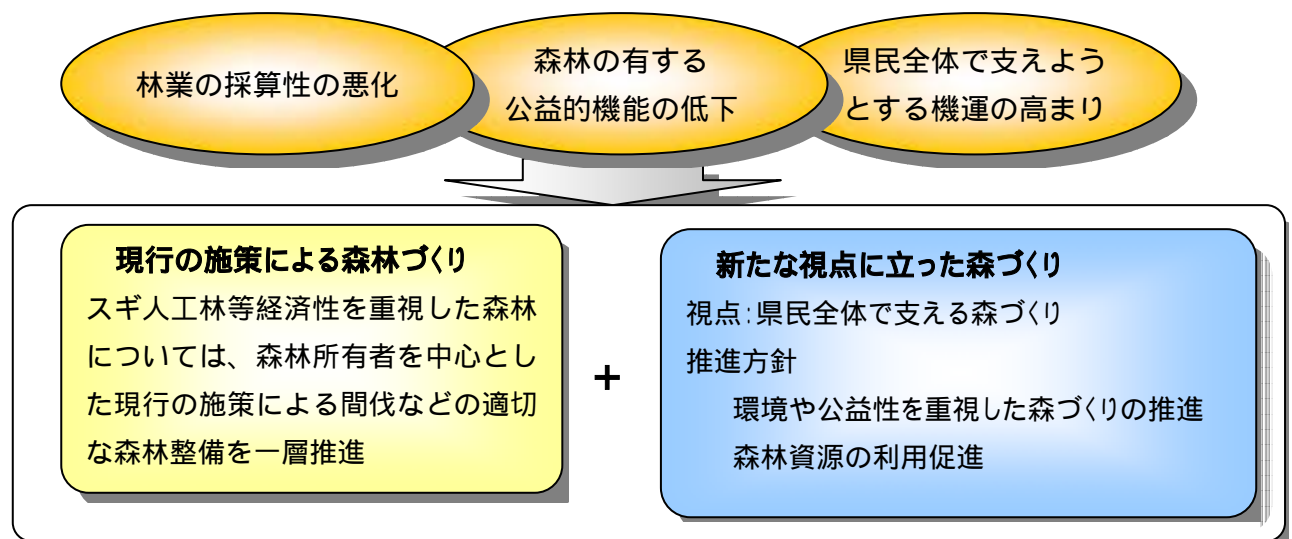
良好な景観を持つ森林

- ・四季の変化に富んだ彩り豊かな里山林
- ・美しい景観を形成するマツ林

(2) 今後の秋田の森づくりの考え方

「水と緑の条例」が目指す秋田の森林の姿を実現するためには、前述した森林・林業の現状と課題、さらには森林・林業に対する県民の期待を踏まえ、これまでの森林所有者や林業関係者による木材の安定供給など経済性を重視した森づくりに加え、新たに、森林の恩恵を受けている県民全体で支えるという視点に立ち、公益性を重視した森づくりを推進する必要があります。

また、新たな視点に立った森づくりは民有林(私有林、公有林等)を対象とします。



(3) 新たな視点に立った森づくりの進め方

「環境や公益性を重視した森づくりの推進」と「森林資源の利用促進」という2つの推進方針により森林を整備します。

推進方針 環境や公益性を重視した森づくりの推進

例えば、気象条件や土壌条件等により生育が思わしくないスギ人工林や、松くい虫被害を受けた海岸マツ林など、県民が安全・安心に暮らすうえで必要な環境に配慮すべき森林を「環境林」として位置づけ、環境や公益性を重視した森づくりを推進します。

環境林の整備

取組方向

県民が、将来にわたって安全・安心に暮らすうえで、土砂災害の発生を防止するなど公益的な機能が低下したり、景観が損なわれている森林において、健全で多様な森づくりを推進します。

〔具体的な事業例〕

- ・ 生育不良なスギ人工林の混交林への誘導
(森林所有者と一定期間、伐採・転用等の制限を協定により締結予定)
- ・ 被害マツ林の景観改善
- ・ 広葉樹林の保全と再生(ナラ類の集団枯損に対する予防保全活動、広葉樹林の再生、里山林の保全と再生)

主な効果・期待

- ・ 広葉樹が増加することにより、森林土壌が肥沃になり、保水力も高まることから、洪水や土砂災害の発生の防止が期待されます。
- ・ 枯れマツ林を整備することにより、美しい景観を保全します。
- ・ ナラ類やカエデ類などの落葉広葉樹が混交することにより、四季折々彩り豊かな景観が創り出され、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれます。
- ・ ツキノワグマやカモシカなどの野生動植物が生息・生育できる良好な環境が保たれ、人と共存できる社会を作ることが期待されます。

県民参加の森づくり

取組方向

森づくりを進めるにあたっては、森林所有者や地域住民に、森林の現状やその整備の必要性について普及啓発し、一層の理解と協力を得る必要があります。

また、身近な森林で県民参加による植林や間伐などの活動を促進することとします。

〔具体的な事業例〕

- ・ 県民の自発的な活動の促進（地域住民・ボランティア・NPO・企業活動等による活動への支援、人材の育成、活動基盤の整備、啓発活動）
- ・ モデル森林の設置（針広混交林等施業実施地の公開）
- ・ 公募事業支援（県民のアイデアによる森づくりの促進）

主な効果・期待

- ・ 森林整備の重要性に対する県民意識が醸成され、森づくりへの参加が期待されます。
- ・ 多くの県民が森林ボランティアとして参加する機会の増加が期待されます。
- ・ 子供たちをはじめ多くの県民への森林環境教育の充実が期待されます。

推進方針 森林資源の利用促進

木材が利用され資源が循環することによって森林の整備が進み、公益的機能が高度に発揮されることから、県産材を対象として木材の利用促進を図っていきます。

取組方向

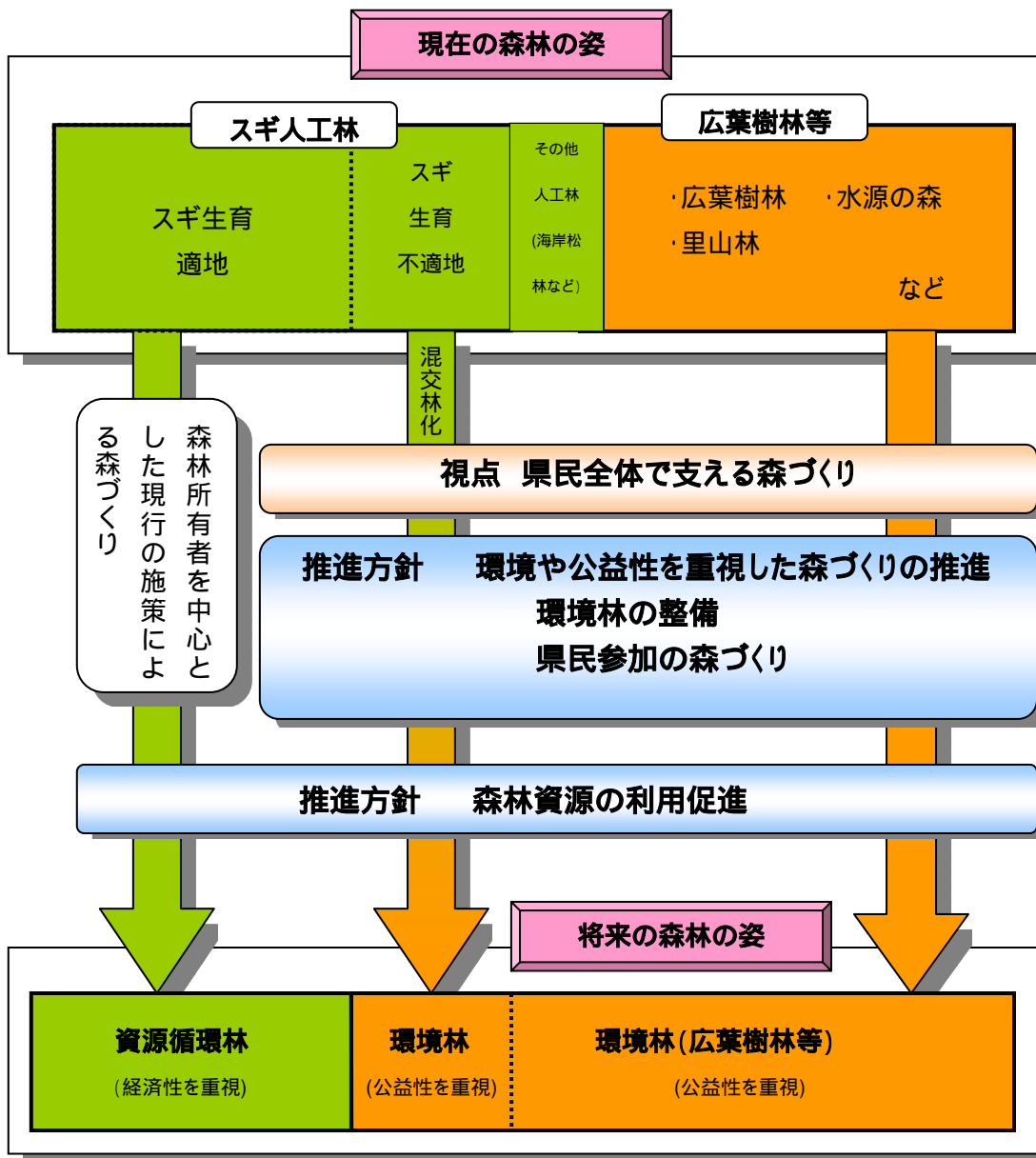
秋田スギをはじめ木材の良さを広く県民にPRするとともに、県産材を利用した新たな木材需要の拡大を図る必要があります。

〔具体的な事業例〕

- ・ 県産材の利用促進（木のあふれる街づくりの整備、啓発活動）
- ・ 公募事業支援（県民アイデアによる森林資源の利用促進）

主な効果・期待

- ・ 県産材が利用されることにより、植林～下刈～間伐～伐採～利用という森林資源の循環が図られ、間伐の推進などによる適切な森林整備が期待されます。
- ・ 地域住民による県産材を利用したまちづくりへの取組が期待されます。
- ・ 木材を住宅に使用することで炭素を長期間貯留し、地球温暖化防止に貢献することが期待されます。
- ・ 木の持つ温もりや香りなどの良さを体感するとともに、リラックス効果などによるストレスの軽減が期待されます。



環境林 (公益性を重視した森林)

- ・生育不良地等のスギ人工林は、公益性を重視し環境林(針広混交林・広葉樹林)へ誘導します。
- ・海岸マツ林や公益性の高い広葉樹林等は、既存の取組に加え、県民参加による整備を推進します。

資源循環林 (経済性を重視した森林)

- ・生育良好なスギ人工林は、環境に配慮しつつ、植栽～保育～間伐～伐採と永続的に循環させ、これまでどおり、森林所有者を中心として現行の施策により一層の整備を推進します。

3 新たな税の必要性

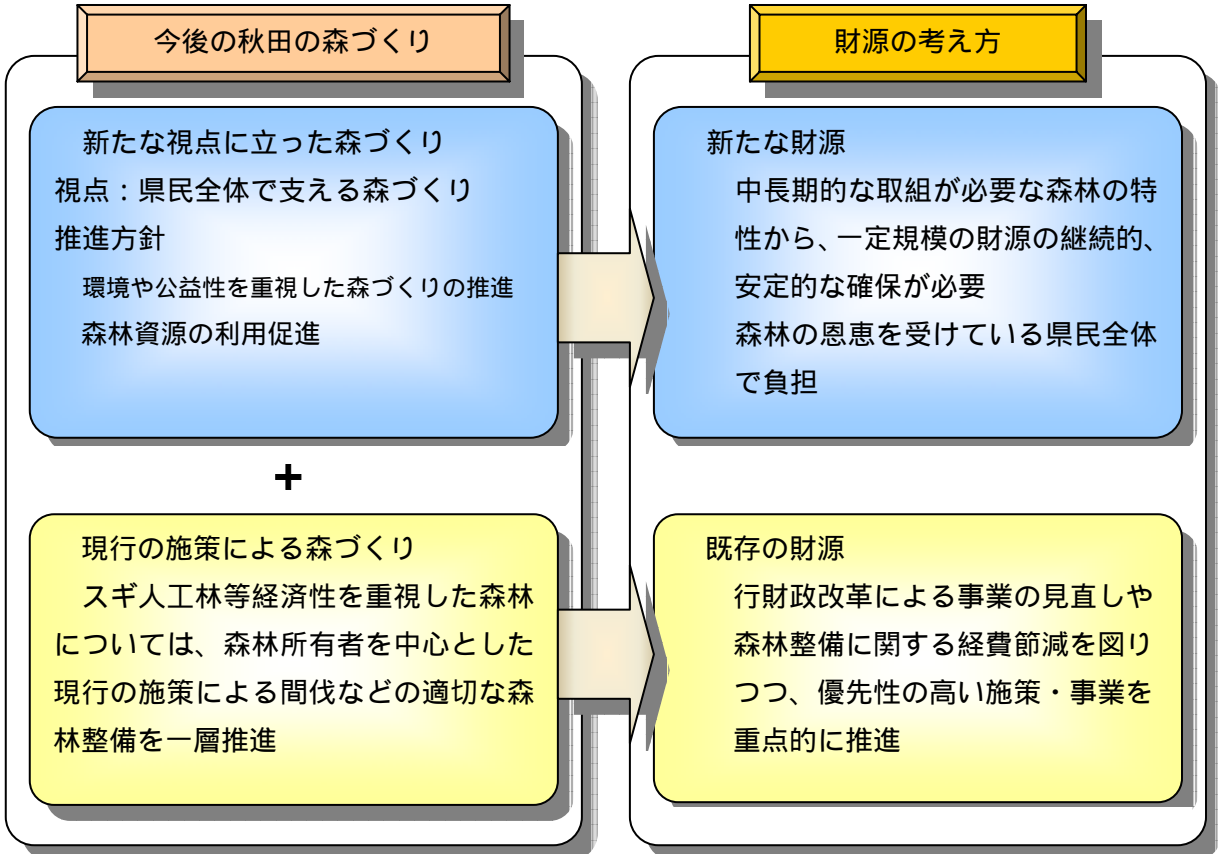
森林は、水源のかん養や県土の保全などの公益的機能を有し、県民が安全・安心に暮らすうえで欠くことのできない県民共有の財産です。こうしたかけがえのない森林を、健全な姿で次の世代に引き継ぐことが必要です。

しかしながら、森づくりには多額の費用を要するため、今日の厳しい社会経済情勢の中では、全ての森林を所有者のみで維持・管理していくことは難しい状況となっています。このままでは森林が荒廃し、森林の有する公益的機能が低下することにより、県民生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、その機能が持続的に発揮できるよう、適切な森林整備を着実に推進することが課題となっており、「現行の施策による森づくり」に加え、「県民全体で支える」という「新たな視点に立った森づくり」を推進する必要があります。

また、森林の整備は、中長期的に取り組む必要があることから、一定規模の財源を継続的かつ安定的に確保する必要があります。

こうしたことから、「新たな視点に立った森づくり」に要する財源として、森林から恩恵を受けている県民に等しく費用負担を求める税の創設が必要と考えます。



新たな税を活用した施策を通じ、森林の持つ公益的機能が持続的かつ高度に発揮され、県民全体に恩恵をもたらします。

さらに、県民一人ひとりが新たな負担をすることで、秋田の森林の価値や森林整備の重要性に対する理解や関心をより一層深め、森づくりに積極的かつ主体的に参画しようとする意識の醸成につながることが期待されます。

なお、生育の良好なスギ人工林など、経済性を重視した「資源循環林」については、これまで同様「現行の施策による森づくり」を一層推進していく必要があり、本県の厳しい財政状況の中にあっても、行財政改革による事業の見直しや森林整備に関する経費節減を図りながら、既存の財源により、優先性の高い施策・事業を重点的に推進していくこととします。

4 秋田県水と緑の森づくり税の概要

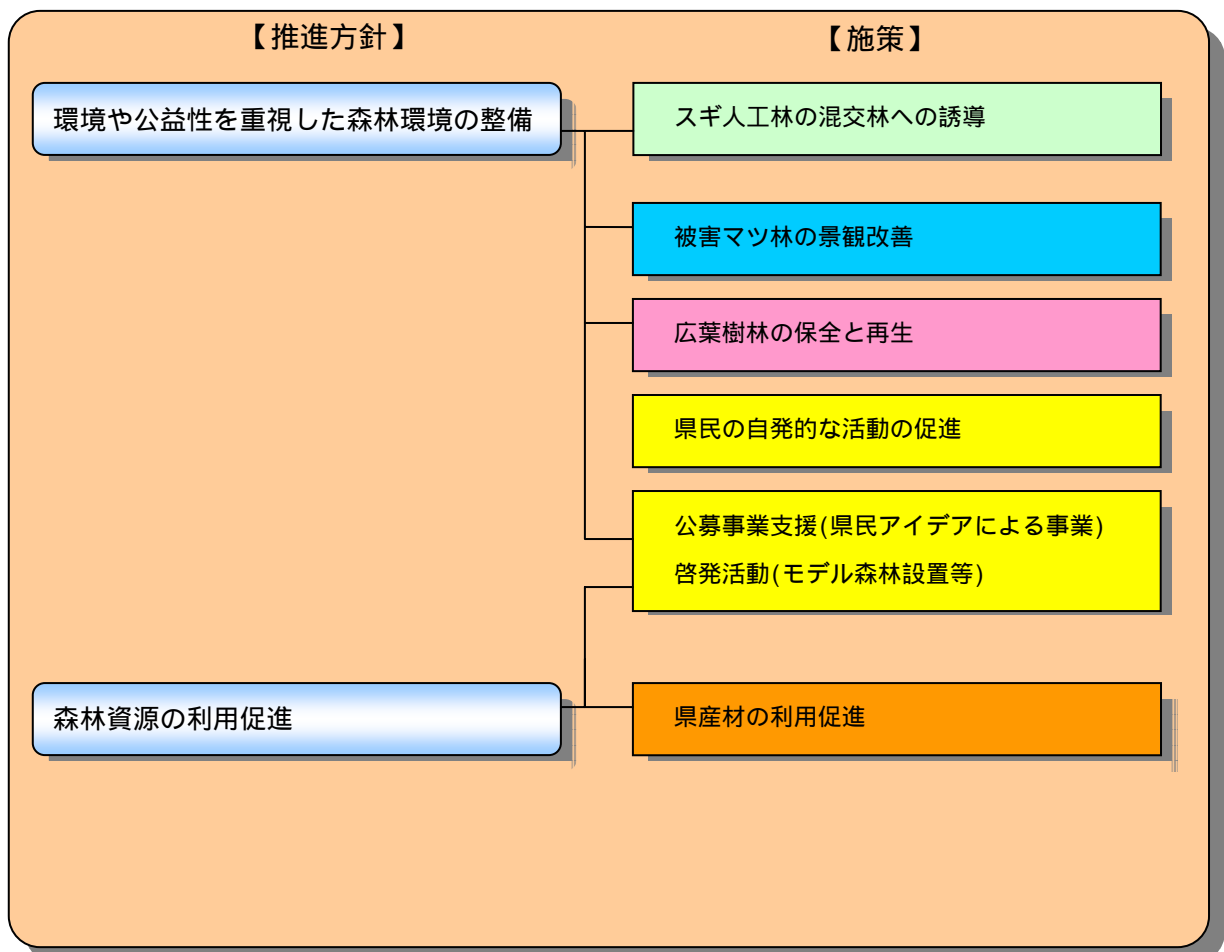
(1) 税による施策の基本的な考え方

税による施策の基本的な考え方は次のとおりです。

現行の補助制度にはない新規施策であること。または、現行の枠組みでは不十分で、特に強化・充実する必要がある施策であること
森林の荒廃を防止する必要性が高い施策であること
県民参加の森づくりの促進につながる施策であること

(2) 施策の体系

税による施策の基本的な考え方に基づく体系は次のとおりです。



(3) 税収の使途

税収の使途としては、次のような事業を想定しています。

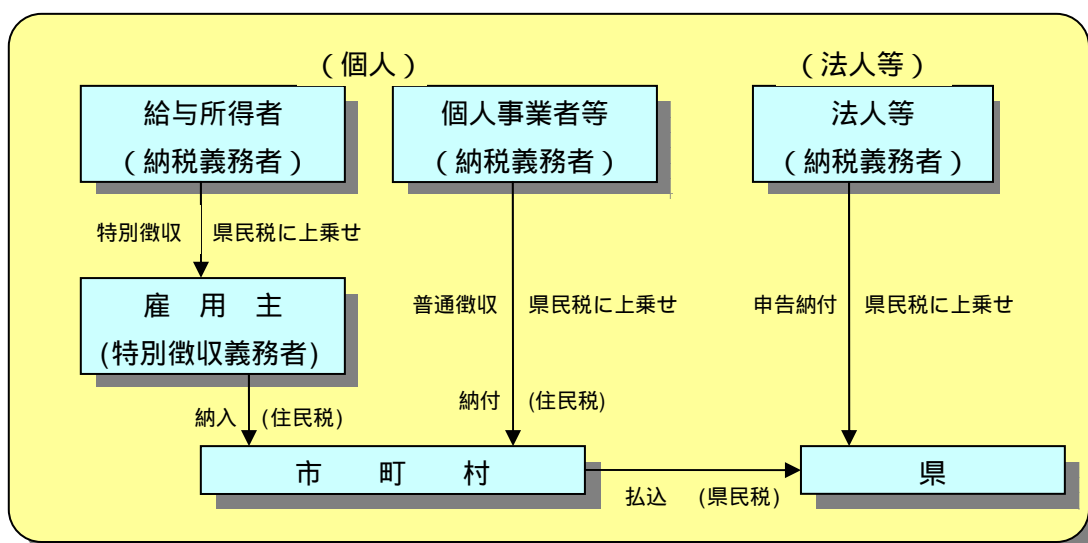
事業名(仮称)	概要	具体的内容	5ヶ年目標事業量	単年度事業費
針広混交林化事業	生育の思わしくないスギ人工林を混交林へ誘導	標高の高い箇所や尾根筋などのスギ人工林の強度間伐(森林所有者との伐採制限等協定締結)	4,000ha	300百万円程度
マツ林景観改善整備事業	美しい自然景観を損なう枯マツ林の整備	松くい虫の被害を受け、機能の失われた枯れマツ林を伐採し、広葉樹等の早期更新による景観の形成。	760ha	100百万円程度
広葉樹林の保全・再生事業	カシノナガキクイムシの被害の拡大防止	・森林環境保全巡視員の設置	延べ330人	103百万円程度
		・航空写真撮影	延べ630,000ha	
		・健全なナラ林の育成	125ha	
	放牧跡地などを野生動植物が生息・生育できる広葉樹林に再生	・再生の方策の検討 ・広葉樹の植栽等	200ha	
地域住民の生活に密接に結びついている里山林の整備	・環境教育の場や憩いの場の整備、里山景観の形成 ・人と野生動物との棲み分けを目的とした森林整備	25箇所		
森林資源利用促進事業	県産材の利用促進	・公共施設等での県産材の利用促進(内装木質化、学校への木製・机椅子設置等)	25市町村	50百万円程度
県民参加の森づくり事業	県民の自発的活動を促進するため、地域住民やボランティア団体等による森林活動への支援及び人材の育成	・海岸マツ林、伐採跡地、放牧跡地の植樹活動ほか	延べ50団体	22百万円程度
		・ボランティアリーダー研修会の開催	延べ240人	
		・県民が自然にふれあえる活動基盤の整備	20箇所	
公募事業	県民のアイデアによる森づくりの促進	・植樹行事の実施(例)	延べ100件	10百万円程度
		・林業体験教室、学校林の整備等(例)		
	県民のアイデアによる木材利用の促進	・間伐材の用途開発(例)	延べ100件	10百万円程度
		・地域住民による集落等へのプランターやベンチ等の設置(例) ・木工教室の開催(例)		
啓発事業	県民参加による森づくりへの理解促進	・モデル森林の設置	/	5百万円程度
		・シンポジウム等の開催		
		・啓発用パンフレット等の作成		
合 計				600百万円程度

(4) 税の仕組み

課税方法

税の基本ルールである公平性や中立性、安定性などに照らし、課税方法を総合的に検討した結果、「県民税均等割超過課税」を採用します。

なお、「県民税均等割超過課税」は、既存制度を活用できるため、徴収コストを抑えることができます。また、所得が一定以下の人については非課税とする制度が組み入れられており、低所得者への配慮がなされていることから適当と考えます。



税率

税率については、前述した事業実施に必要な財源を確保するため、県民アンケート等を参考とし総合的に検討した結果、次のとおりとします。

【個人】年額1,000円

【法人】法人県民税均等割額の10%相当額

資本等の金額	10%相当額
1千万円以下	2,000円
1千万円超～1億円以下	5,000円
1億円超～10億円以下	13,000円
10億円超～50億円以下	54,000円
50億円超	80,000円

(5) 税収規模

税収規模は、年間(平年度ベース)で6億円程度と見込んでいます。

(6) 税収の管理

県民税はその用途を特定されない普通税であることから、そのままでは徴収した税収は既存の普通税と区分されません。

このため、新たな森づくりの財源として上乘せする税収を、既存の税収と明確に区分する仕組みづくりが必要であり、新たに「秋田県水と緑の森づくり基金」を設置し、税収相当額を積み立て、それを財源として税による事業を実施します。

(7) 施行期日

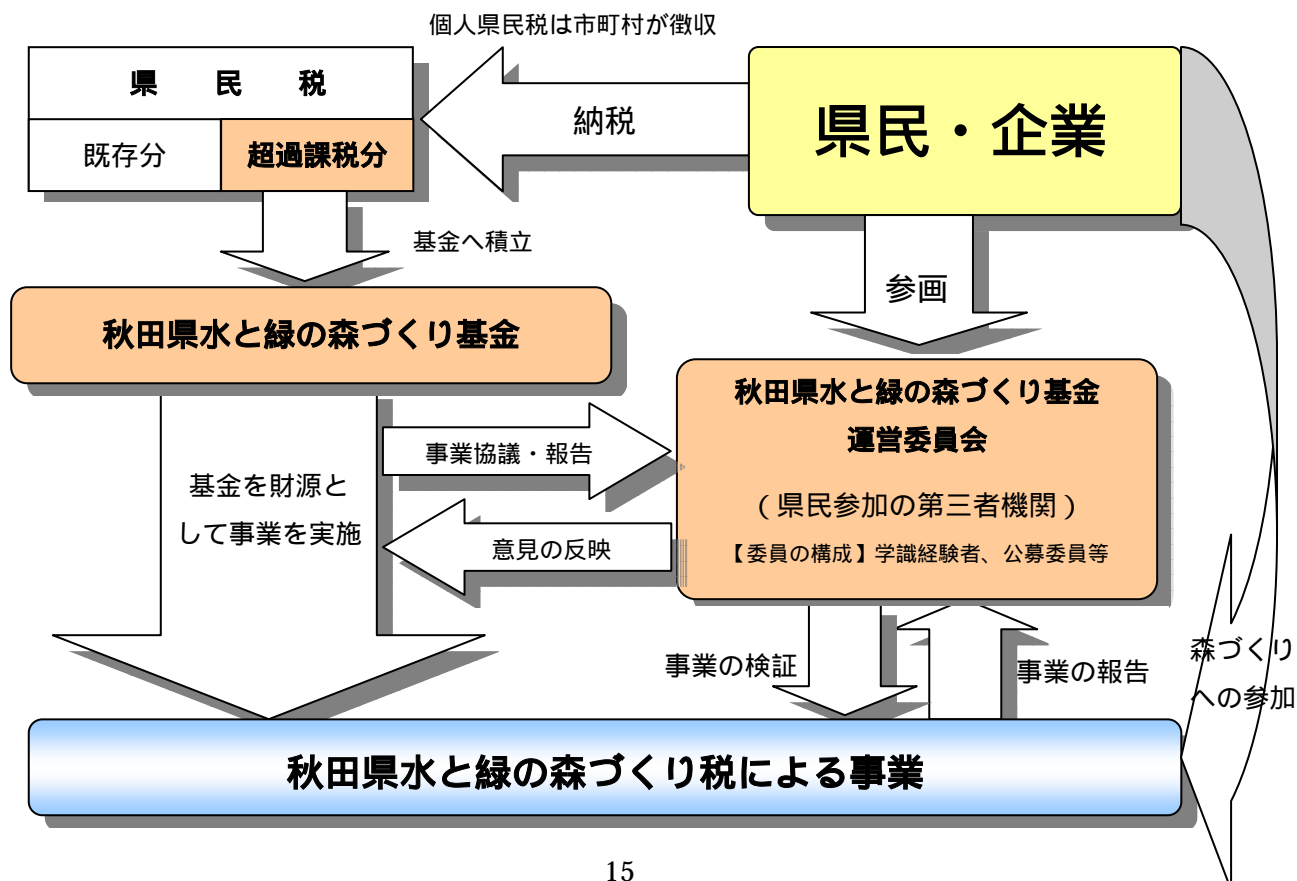
平成20年4月1日施行とします。

(8) 制度の見直し

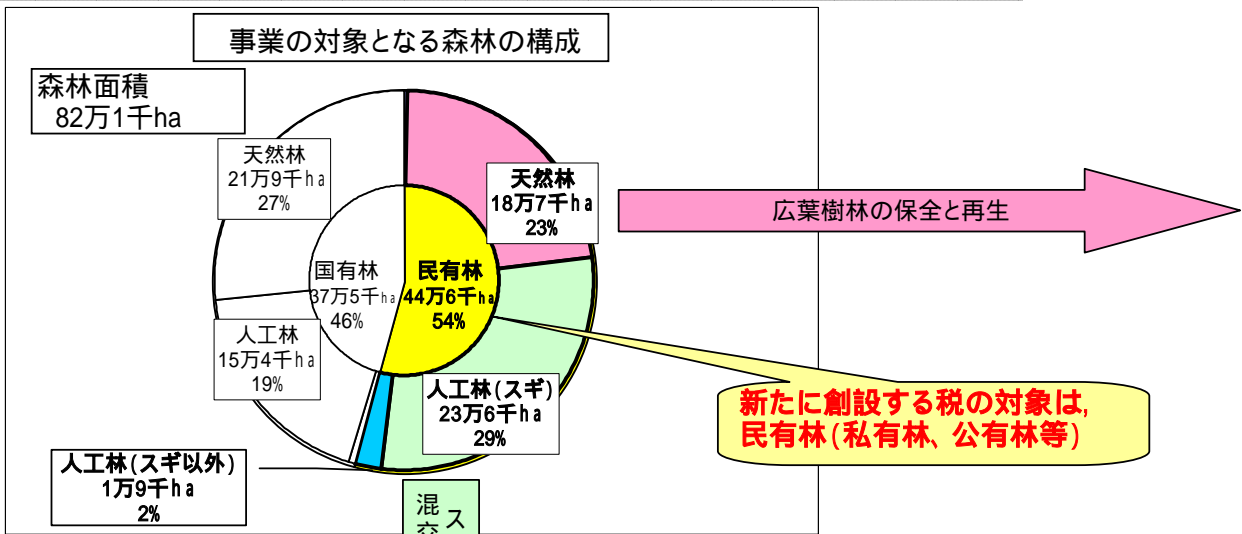
森づくりは50年を超える長期にわたることから、計画的に進める必要があります。このため、森づくりの進捗状況やその導入効果を検証すると同時に、国の施策の変更や財政状況の変化などの社会情勢等を考慮する必要があり、制度のあり方について、おおむね5年ごとに見直しを行います。

(9) 制度の透明性の確保

制度の透明性を確保するため、事業の審査や検証等に広く県民意見を反映させる仕組みとして、「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」を設置します。



【参考】「秋田県水と緑の森づくり税」の対象となる主な森林と事業





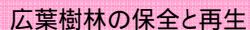
人工林を対象



被害マツ林の景観改善(事業主体: 県・市町村等)

マツ林景観の改善
美しい自然風景を損なう枯マツ林の除去 等

天然林を対象


<p>広葉樹林の保全と再生(事業主体:県・市町村等) 里山林の活用(集落周辺の身近な里山林の再生) 集落周辺の里山林整備 病院、福祉施設、学校等の周辺にある森林の整備 主要道路沿いの景観向上や彩りのための森林整備</p>	等	
<p>広葉樹林の保全 ナラ類の集団枯損被害防止対策の推進 ・森林環境保全巡視員の設置、被害観測航空写真撮影 ・健全ナラ林の整備、被害ナラ林の処理</p>	等	
<p>広葉樹林の再生 放牧跡地等の広葉樹林の再生、野生鳥獣の生息環境の確保 放牧跡地は公有林を対象とする。</p>	等	

里山林の活用

広葉樹林の保全と再生



～ については、当該事業に必要な付帯施設としての作業道の開設、補修等を含む。

森林資源の活用

<p>県産材の利用促進(事業主体:市町村等) 間伐材等の利用促進(木のあふれる街づくり) 公共施設等の県民の目に触れる場所での内装木質化など 県民の木とのふれあいを推進。また、木製机椅子の配置により、「木育」の推進や森林環境教育の場を提供</p>	等	
---	---	--

秋田スギで作られた机と椅子

全ての森林を対象とした主なソフト事業

<p>県民の自発的な活動の促進(事業主体:県・市町村・ボランティア団体等) 県民の自発的な活動の促進や人材育成等への支援 森づくりボランティアリーダーの育成 地域住民や団体による海岸林松くい虫被害跡地等への植樹・育樹活動 森林所有者により提供された森林フィールドでのボランティア団体等の森林整備活動 森林公園等の活動基盤の整備</p>	等	
<p>公募事業支援(事業主体:市町村・地域住民・ボランティア・NPO・企業・学校等) 県民のアイデアによる森づくり活動 (例)学校林の整備活用 (例)桜の街づくり、けやきの杜づくり 県民のアイデアによる木づかい活動 (例)木工教室の開催</p>	等	
<p>啓発活動(事業主体:県・市町村等) 普及啓発 県民参加による森づくりをテーマとしたシンポジウムの開催 針広混交林のモデル林の設置</p>	等	

年間総事業費(試算) 6億円程度

秋田県 農林水産部 水と緑推進課

〒010-8570

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1750

FAX 018-860-3838

e-mail forest-p@pref.akita.lg.jp